

京大付属植物園の利用厳格化

地域に根ざした運営を

考える会 大学側に質問状

京都大理学部付属植物園(京都市左京区)で、研究会(代表・川那部浩哉滋研究者や市民の利用法が変更されたことなどをめぐり、教職員や市民でつく

状を大学側に提出した。同植物園をめぐっては昨年、樹木の大規模な伐採などをめぐって、教職員や学生らの間で論議を呼んだ。今夏、管理運営の担当が理学研究科植物学教室から植物園運営委員会(岡田清孝委員長)に変わり、十月に利用方

法を▽利用や見学の際は二週間前に申し込む▽一般見学には紹介者が必要▽利用前に許可か不許可を問い合わせる―などを質問した。質問状は運営委あてで、国立大法人化後の同園の位置づけや、利用法変更を決定する過程など

について質問し、学外も含めた利用者が今後「心地よい利用が」できるように求めている。同会は「法人化を前に研究上の利得だけでなく地域に根ざした植物園であるべきだ」と指摘。一方、運営委側は「周辺住民への迷惑や園内の安全

性などを考慮すれば管理運営を徹底するのは当然だ」としている。付属植物園は一九二三年に開設。約一万八千平方メートルの敷地に約五百種の植物が植えられている。

一般市民の見学はこれまでから届け出が必要だったが、実際には届け出なしで広く使われていた。年間利用者数は「把握していない」(京大理学部)という。